新型コロナウイルスによる感染症対策等を求める意見書

新型コロナウイルスについては、世界保健機関において、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当する旨の宣言が出され、国際的な脅威となっている。熊本県においても患者が確認される等、予断を許さない状況にある。

このような中、本市においては、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、市民への感染予防に関する情報発信として、広報誌や広報車による緊急広報、防災無線による予防啓発、市内関係者からの情報収集や問い合わせへの対応、発生した場合の緊急対応等、安全で安心な市民生活を確保するための様々な対策を講じている。

しかしながら、今回の新型コロナウイルスは、感染経路の特定が困難であること、また無症状病原体保有者の存在が確認されていることなどから、今後さらに感染が拡大することも想定され、時間が経過する中、市民生活や経済、教育等に及ぼす影響は日々深刻さを増してきている。

よって、国におかれては、新型コロナウイルス感染症対策を進めるにあたり、引き続き地方自治体と十分な連携を図るとともに、早急に国の責任において下記の具体的対策にあたられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

記

１　地方自治体における医療及び感染予防体制への支援
２　ワクチンや治療薬、検査機能の開発促進など
３　感染予防、迅速かつ的確な情報提供、リスクコミュニケーションの徹底
４　観光業及び飲食業、中小零細企業等への支援
５　マスクや消毒液等の緊急備蓄品を確保すること
６　子育て世代へのきめ細やかな対応と経済的影響に対する財政支援

令和２年３月１９日

水　俣　市　議　会